

## EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

### 1) 件名

- ・ 米国 TSCA に基づく PFAS データ報告に関する最終規則を公布

### 2) 内容

・ EPA は 2023 年 10 月 11 日付け連邦官報 (88 FR 70516) で、有害物質規制法 (TSCA) の「第 8 条 情報の報告及び保存」「(7) PFAS データ」に基づいて、PFAS データ報告規則に関する最終規則を公布した。

- ・ 発効日: 2023 年 11 月 13 日

・ 報告対象: 「PFAS」及び「PFAS を含有する混合物および成形品」で、「研究開発目的の PFAS」および「副生成物である PFAS」を含む。

・ 報告対象者: 「2011 年 1 月 1 日」から「2022 年 12 月 31 日」までの何れかの期間において、PFAS を商業目的で製造または輸入した者

- ・ 報告時期:

(1) 「成形品の輸入者」かつ「小規模製造者」である者: 2024 年 11 月 12 日から 2025 年 11 月 10 日までの期間

(2) 上記以外の者: 2024 年 11 月 12 日から 2025 年 5 月 8 日までの期間

- ・ 提出は一回限り。提出する情報及び資料の言語は英語

- ・ 報告する情報:

(a) 会社情報及びプラントサイト情報 (b) 化学物質固有の情報

(c) 用途カテゴリー (d) 製造量 (e) 副生成物に関する報告

(f) 環境影響及び健康影響 (g) 労働者の曝露データ (h) 廃棄データ

以下の何れかに該当する場合、簡素化された報告様式を選択できる。

成形品中の PFAS を輸入した製造者 (輸入者を含む); または

年間 10 キログラムを超えない製造量の研究開発のためだけの物質である PFAS の製造者 (輸入者を含む)

### 3) SEAJ コメント

- ・ 米国 TSCA の PFAS データ報告規則の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

### 4) 添付情報・資料

- ・ なし

### 5) 関連情報

- ・ 連邦官報 (88 FR 70516):

<https://www.federalregister.gov/documents/2023/10/11/2023-22094/toxic-substances-control-act-reporting-and-recordkeeping-requirements-for-perfluoroalkyl-and>

### 6) その他

- ・ なし